

茨木市規則第 号

茨木市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市屋外広告物条例（令和6年茨木市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び条例の定めるところによる。

(禁止区域等の指定の告示)

第3条 市長は、条例第6条第1項第2号から第5号まで及び第7号並びに同条第2項の規定により地域又は場所を指定し、又は指定の変更若しくは廃止をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該地域又は場所を告示しなければならない。

(公共に資する広告物等の表示及び設置の届出)

第4条 条例第9条第1項ただし書の規則で定めるものは、表示面積が40平方メートルを超える広告塔又は広告板とする。

2 条例第9条第1項ただし書の規定による届出は、公共広告物等表示（設置）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 現況カラー写真
- (4) 広告物の色彩及び意匠を表す図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(禁止区域等の適用除外の基準)

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める基準は、広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の表示面積（同一の土地、建物又は工作物に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合にあっては、当該広告物等の表示面積の合計の面積とする。以下この条において同じ。）が7平方メートル以下のものであることとする。

2 条例第9条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 表示面積が7平方メートル以下のものであること。

- (2) 地上から広告物等の最上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- 3 条例第9条第2項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 寄贈者名等を表示する部分の面積が0.5平方メートル以下のものであること。
- (2) 広告物等の表示面積が、広告物等を表示し、又は設置する建物又は工作物の当該面（表示方向から見た場合の当該建物又は工作物の外郭線内を1平面とみなしたものをいう。）の面積の20分の1以下のものであること。
- 4 条例第9条第2項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 表示面積が5平方メートル以下のものであること。
- (2) 地上から広告物等の最上端までの距離が5メートル以下のものであること。
- (3) 同一の目的のために表示し、又は設置する広告物等の数が2以下のものであること。
- 5 条例第9条第2項第7号の規則で定めるものは、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による届出をした政党、協会その他の団体又は非営利団体のうち市長が認めるものが営利を目的としない行事、集会等を周知するために掲出するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。
- 6 条例第9条第2項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 広告物等の大きさ（広告旗又は立看板等にあつては、脚部を含む。）が、次のアからウまでに掲げる広告物等の種類に応じ、当該アからウまでに定めるものであること。
- ア はり紙又ははり札等 縦が1.2メートル以下、横が0.8メートル以下のもの
- イ 広告旗 縦が2.0メートル以下、横が0.5メートル以下のもの
- ウ 立看板等 縦が2.0メートル以下、横が1.5メートル以下のもの
- (2) 広告主又は広告物等の管理を行う者の氏名又は名称及び連絡先が明示されているものであること。
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する期間の始期及び終期が明示されているものであること。
- 7 条例第9条第3項第1号の規則で定める取組みは、次に掲げるもののうち、市長が適当と認めるものとする。
- (1) 道路の清掃及び美化
- (2) 街灯、ベンチ、上屋等の整備及び管理
- (3) 公共団体等が実施主体となる催物
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道路環境の向上、防犯その他の地域における公共的な取組み
- 8 条例第9条第3項第2号の規則で定めるものは、市又は大阪府が広告物等を表示し、又は設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管

理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する広告物等とする。

(堅ろうな広告物等)

第6条 条例第10条第1項の規則で定める堅ろうな広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造され、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の確認を受けたものとする。

2 条例第10条第1項及び第2項の規則で定める期間は、3年間とする。

(事前協議)

第7条 条例第11条第1項の規定による協議は、事前協議書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。ただし、車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等に係る協議にあつては、第1号から第3号までの書類の添付を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 現況カラー写真

(4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造その他別表第1から別表第4までに定める基準を満たしていることを明らかにした図面

(5) 条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等に係る協議にあつては、地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの

(6) その他市長が必要と認める書類

(許可の申請)

第8条 条例第12条第1項又は条例第14条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（様式第3号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

2 条例第13条第1項の規定により市長の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる事項のうち、変更の許可を受けようとするものを記載した屋外広告物等変更許可申請書（様式第4号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第14条第1項の規定により市長の許可を受けようとする場合にあつては、第2号及び第4号の書類の添付を、車両等を利用して表示し、又は設置する広告物等に係る許可を受けようとする場合にあつては、第1号から第3号まで及び第5号の書類の添付を省略することができる。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 現況カラー写真

- (4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料、構造その他別表第1から別表第4までに定める基準を満たしていることを明らかにした図面
- (5) 広告物等を表示し、又は設置する場所又は物件が他人の所有又は管理に属する場合にあっては、当該他人が広告物等を表示し、又は設置することに係る承諾書又は当該表示し、又は設置する場所の賃貸借契約書の写し
- (6) 表示し、又は設置する広告物等が、道路の上空を占有する場合は、道路占用許可書の写し
- (7) 条例第12条第1項の規定による許可を受けようとする場合で、条例第11条第1項の規定による協議を行ったときは、事前協議書の副本の写し
- (8) 条例第14条第1項の規定による許可を受けようとする場合で、第14条第2項に規定する広告物等以外のものに係る申請にあっては、同条第3項の規定により作成した屋外広告物等安全点検報告書（申請の3月前までに行った点検に係るものに限る。）及び当該点検を行った者が屋外広告士又は同条第1項に規定する者であることを証する書類
- (9) 条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、地域における公共的な取組みの内容及び資金計画を記載した書類又はこれに準ずるもの
- (10) 条例第9条第3項第2号に掲げる広告物等に係る申請にあっては、公共団体が広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより得る収入をその管理する道路の維持、修繕その他の管理に要する費用の一部に充てることについて当該広告物等の広告主が賛同する旨を記載した書面
- (11) その他市長が必要と認める書類

4 第2項の申請書には、前項各号（第5号から第8号までを除く。）に掲げる書類のうち、変更の許可を受けようとする事項の内容が分かるもの、同項第5号から第7号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、前項第6号中「表示し、又は」とあるのは「新たに表示し、若しくは」と、「広告物等」とあるのは「広告物等又は表示場所若しくは設置場所が変更される広告物等」と、同項第7号中「第12条第1項」とあるのは「第13条第1項」と読み替えるものとする。

5 市長は、第1項又は第2項の申請があった場合において、適当と認めるときは、屋外広告物等許可書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。

（許可の適用除外）

第9条 条例第12条第1項第2号の規則で定める車両等は、次に掲げる車両（条例第2条第1項第3号に規定する自家用広告物等を表示し、又は設置する車両及び営利以外の目的で広告物等を表示し、又は設置する車両を除く。）以外の車両等とする。

(1) 電車

(2) 路線バス（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による登録に係る

使用の本拠の位置が本市の区域内であるもの（専ら高速自動車国道又は自動車専用道路を通行するものを除く。）に限る。）

(3) 広告宣伝用自動車

2 条例第12条第1項第3号の規則で定めるはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等は、第5条第6項各号に掲げる基準に適合するものとする。

(許可の基準等)

第10条 条例第12条第2項（条例第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、別表第1から別表第4までに定めるとおりとする。

2 市長は、条例第9条第3項各号に掲げる広告物等に係る条例第12条から第14条までの許可をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の意見を聴くものとする。

(許可の期間)

第11条 条例第12条第4項（条例第13条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める期間は、2年以内とする。ただし、はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーンにあつては、3月以内とする。

(変更の許可等に係る事項)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項については、広告物等の数量が増加する場合に限る。）とする。

(1) 広告物等の種類

(2) 広告物等の数量

(3) 広告物等の表示場所又は設置場所

(4) 広告物等の寸法、色彩、意匠、材料又は構造

(5) 広告物が表示する内容

2 条例第13条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請者の氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び所在地）及び電話番号（以下この項において「氏名等」という。）

(2) 広告物等の所有者及び占有者の氏名等

(3) 広告物等の管理を行う者（次号において「管理者」という。）の氏名等

(4) 管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合に、当該管理者の委任を受けて直接に管理を行う者の氏名等

(5) 広告物等を表示し、又は設置するための工事を行う者の氏名等並びに当該者が屋外広告業を営む者である場合の、当該者の屋外広告業の登録番号及び登録年月日

(6) 広告物等を表示し、又は設置するための工事の完了予定年月日

3 条例第13条第3項の規定による届出は、屋外広告物等変更届出書（様式第6号）を市長に提出することにより行うものとする。

（工事の完了等に係る事項）

第13条 条例第16条の規定による届出は、屋外広告物等工事完了等届出書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

（点検）

第14条 条例第19条の規則で定める者は、広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定（1級に限る。）に合格した者及び屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者とする。

2 条例第19条ただし書の規則で定める広告物等は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) はり紙、はり札等、広告幕、広告旗、立看板等及びアドバルーン
- (2) 地上から当該広告物等の最上端までの距離が4メートル以下のもの
- (3) 表示面積が3平方メートル未満のもの
- (4) 塗料等により壁面又は工作物に直接表示されるもの

3 広告物等の所有者、占有者又は条例第12条第1項の許可を受けた広告物等を管理する者は、条例第19条の規定により屋外広告士又は第1項に規定する者に広告物等の点検をさせたときは、当該点検の結果を記載した屋外広告物等安全点検報告書（様式第8号）を作成し、当該点検をした広告物等を除却するまでの間、保存しなければならない。

（除却の届出）

第15条 条例第20条第2項の規定による届出は、屋外広告物等除却届出書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

（保管した広告物等の公示の場所等）

第16条 条例第23条第1項の規則で定める場所は、市役所前の掲示場（次条第2項において「掲示場」という。）とする。

2 条例第23条第2項の規則で定める場所は、屋外広告物に関する事務を分掌する課内とする。

（保管した広告物等を売却する場合の公告事項）

第17条 条例第26条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の執行の日時及び場所
- (2) 契約条項の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 条例第26条第2項の規則で定める場所は、掲示場その他市長が適当と認める場所

とする。

(保管した広告物等を返還する場合の受領書)

第18条 条例第27条の規則で定める受領書は、屋外広告物等受領書（様式第10号）とする。

(広告主に対する指導)

第19条 条例第28条第1項の規定による指導は、市長が広告主に対し、当該指導に係る措置の内容及び措置を求める理由並びに当該指導の責任者を記載した書面を交付することにより行う。

(書類の提出部数)

第20条 条例第11条から第14条、第16条及び第20条並びに第7条及び第8条の規定により提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

電柱、電話柱又は停留所標識を利用する場合の許可の基準表

| 区分 | 大きさ | 掲出位置 | 色彩等 | 掲出個数等 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--|---|------------------------|
| 電柱又は電話柱を利用する広告物等であつて、突き出して取り付けるもの | 縦が1.2メートル以下、横が0.45メートル以下のものであること。 | 地上から最下端までの距離が4.7メートル（歩道上にあっては、2.5メートル）以上、電柱又は電話柱との間隔が0.15メートル以下のものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面の地色は、白色又は白色以外の色で彩度が3以下のものであること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。 | 電柱又は電話柱1本当たり1個までであること。 |
| 電柱又は電話柱を利用する広告物 | 縦が1.5メートル以下、横が電柱又は電話 | 地上から最下端までの距離が1.2メートル以上のもの | | 電柱又は電話柱1本当たり1個ま |

| | | | | |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 等であつて、巻き付けて取り付けるもの | 柱の円周の範囲内のものであること。 | であること。 | ること。 | で（道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。）であること。 |
| 停留所標識を利用する広告物等 | 縦が0.45メートル以下、横が0.45メートル以下のものであること。 | 地上から最下端までの距離が0.7メートル以上のものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。（看板の場合に限る。） (1) 表示面の地色は、赤色、黄色その他これらに類する色以外の色であること。 (2) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を用いないものであること。 | 停留所標識1本当たり2面まで（進行車両の非対面及び歩道側面に限る。）であること。 |

別表第2（第10条関係）

車両を利用する場合の許可の基準表

| 区分 | 大きさ | 表示等の方法 |
|----|-----|--------|
|----|-----|--------|

| | | |
|--------------|--|---|
| 電車 | 1 車両当 たりの表 示面積が 8 平方メ ートル未 満のもの | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するものでないこと（市長が定める広告物を除く。）。 (2) 車体のそれぞれの面の表示面積は、1 面当たり 4 平方メートル以下のものであること。 |
| | 上記以外 のもの | 市長が別に定める基準に適合するものであること。 |
| 路線バス | 1 車両当 たりの表 示面積が 4 平方メ ートル未 満のもの | 次に掲げる基準に適合する方法であること。 (1) 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示するものでないこと（市長が定める広告物を除く。）。 (2) 側面の表示面積は、1 面当たり 1.5 平方メートル以下のものであること。 (3) 後面の表示面積は、1 面当たり 1.7 平方メートル以下のものであること。 (4) 1 面当たり 2 個以下のものであること。 (5) 前面に表示するものでないこと。 (6) 消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。 |
| | 上記以外 のもの | 市長が別に定める基準に適合するものであること。 |
| 広告宣伝用 自動車 | 全てのもの | 消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものであること。 |

備考 「表示面積」とは、広告物等の縦幅に横幅を乗じて得た面積をいい、2 以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積をいう。

別表第 3（第 10 条関係）

区域別の許可の基準表（許可区域別）

| 区分 | 第 1 種許可区域 | 第 2 種許可区域 | 第 3 種許可区域 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 屋上広告物 （建物の屋上 に表示され、 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 |

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>又は設置される広告物等をいう。別表第4において同じ。)</p> | <p>(1) 縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p> | <p>(1) 縦が建物の高さの5分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p> | <p>(1) 縦が建物の高さの3分の1以下（支柱等も高さを含む。）、横が建物の幅の範囲内のものであること。 (2) 外壁の延長面からの突出しがないものであること。</p> |
| <p>壁面広告物（建物の壁面（当該壁面にある窓その他の開口部を含む。）に表示され、又は設置される広告物等（突き出して表示され、又は設置される広告物等（以下この表において「突出広告物」という。）を除く。）をいう。別表第4において同じ。)</p> | <p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p> | <p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの2分の1以下、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の5分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p> | <p>次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 縦が表示され、又は設置される壁面の高さの範囲内、横が表示され、又は設置される壁面の幅の範囲内のものであること。 (2) 表示面積が表示され、又は設置される壁面の面積の3分の1以下のものであること。 (3) 表示され、又は設置される壁面からの水平方向への突出しがないものであること。</p> |

| | こと。 | こと。 | こと。 |
|------------------------------------|--|--|--|
| 突出広告物 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 最上端が設置される壁面の高さを超えないものであること。 (2) 突出幅は、敷地境界から1.0メートル以内のものであること。 (3) 地上から最下端までの距離が、車道上にあっては4.7メートル以上、歩道上にあっては2.5メートル以上のものであること。 |
| 地上広告物 (地上に表示され、又は設置される広告物等をいう。) | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、10メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、20平方メートル以下（表示面が1面の場合は10平方メートル以下）のものであ | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、15メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、30平方メートル以下（表示面が1面の場合は15平方メートル以下）のものであ | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 地上から最上端までの距離は、15メートル以下のものであること。 (2) 表示面積は、40平方メートル以下（表示面が1面の場合は20平方メートル以下）のものであ |

| | ること。 | ること。 | ること。 |
|--|--|--|--|
| 工作物利用広告物（塀、柵、工事の仮囲いその他これに類する工作物（別表第1の区分の欄及びこの表の区分の欄に掲げるものを除く。）に表示され、又は設置される広告物等をいう。） | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の5分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。 | 次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 表示面積の合計は、広告物が表示され、又は設置される面の面積の3分の1以下のものであること。 (2) 設置される面からの突出しがないものであること。 |

備考

- 1 区分の欄に掲げる広告物等には、はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等は含まれないものとする。
- 2 「第1種許可区域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（備考第3項において「用途地域」という。）が第1種中高層住居専用地域若しくは第2種中高層住居専用地域又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域（一般国道171号以北の区域に限る。）である区域をいう。
- 3 「第2種許可区域」とは、第1種許可区域及び第3種許可区域を除く区域をいう。
- 4 「第3種許可区域」とは、用途地域が商業地域又は近隣商業地域である区域をいう。
- 5 壁面広告物及び工作物利用広告物の区分に該当するものに係る「表示面積」とは、建物その他の工作物の壁面における1面ごとの広告物等の面積（当該面に2以上の広告物等が表示され、又は設置される場合は、それらの合計面積）をいう。
- 6 条例第9条第2項第4号に掲げる広告物等のうち、条例第6条第1項に規定する禁止区域又は同条第2項に規定する非自家用広告物等禁止区域に存するものは、この表の第1種許可区域に存するものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第4（第10条関係）

地区別の基準表（景観形成地区における上乗せ基準）

| 地区 | 表示の方法 |
|------------------------|---|
| 全ての景観形成地区 | 屋上広告物又は壁面広告物の表示面積は、1面当たり30平方メートル以下のものであること。 |
| 景観形成地区のうち、元茨木川緑地景観形成地区 | 広告物等の表示面の地色の色彩は、次の各号に掲げる色相に応じ、当該各号に定める彩度のものであること。 (1) R、YR及びY 8以下 (2) 前号に掲げる色相以外の色相 6以下 |
| 景観形成地区のうち、歴史的景観形成地区 | 広告物等の表示面の地色の色彩は、全ての色相で彩度6以下のものであること。 |

備考

- 1 「景観形成地区」とは、茨木市景観条例（平成24年茨木市条例第19号）第6条第3項の規定により指定された景観形成地区をいう。
- 2 「広告物等」とは、別表第3区分の欄に掲げる広告物等をいう。

広告物等の内訳（別添可）

| NO. | 広告物等の種類・表示内容 | 高さ※1 (m) | 縦 (m) | 横 (m) | 面数※2 | 面積 (㎡) | 総面積※3 (㎡) | 数量 | 壁面・工作物利用・車両利用広告物のみ※8 | | | | |
|-----|--|----------|-------|-------|------|--------|-----------|----|----------------------|-------------------|---------------|-------------|--|
| | | | | | | | | | 壁面等番号※4 | 届出対象外広告物等面積※5 (㎡) | 広告物等総面積※6 (㎡) | 壁面等面積※7 (㎡) | |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | | | | | |

【添付書類】

- 付近見取図 配置図 現況カラー写真
- 広告物等の寸法等、意匠、色彩、材料、構造を明らかにした図面
 - 立面図 意匠図 構造図
- 茨木市屋外広告物条例第9条第3項第1号に掲げる広告物等の場合は、地域における公共的な取組の内容及び資金計画を記載した書類
- その他市長が必要と認める書類
- 届出者が当該届出手段を代理人に委任する場合は、委任状（委任者及び受任者双方の押印のあるもの）

【記載上の注意】

- 1 届出する広告物が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 2 届出書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 3 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この届出のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「届出対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、当該広告物等の面積（同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合はそれらの合計面積）に届出対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「届出対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

様式第2号その1 (第7条関係)

| | | | |
|---|---|--|----------------|
| <p>事前協議書 (新規)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 茨木市長</p> <p style="text-align: center;">〒 協議者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>茨木市屋外広告物条例第11条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示(設置)の協議を申し出ます。</p> | | | |
| ① 種類 | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | <input type="checkbox"/> 広告塔(屋上・地上) <input type="checkbox"/> 広告板(屋上・壁面・突出・地上) <input type="checkbox"/> その他() | |
| ② 数量(総数) | | ③ 総面積 | m ² |
| ④ 表示内容等 | | | 照明の有無： 有 ・ 無 |
| | | | 音響の有無： 有 ・ 無 |
| ⑤ 表示(設置)場所 | 茨木市 | ⑥ 用途地域 | |
| ⑦ 許可区域 | 第 種許可区域 | ⑧ 景観形成地区 | 該当 ・ 非該当 |
| | | | 景観形成地区 |
| ⑨ 表示(設置)場所から100m以内の非自家用広告物等禁止路線の有無及びその路線名(非自家用広告物等を表示(設置)する場合のみ) | 有 ・ 無 (路線名：) | | |
| ⑩ 表示(設置)期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | ⑪ 工事の完了 予定年月日 | 年 月 日 |
| ⑫ 広告物等の所有者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |
| ⑬ 広告物等の占有者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |

| | | | |
|----------------|--|----------------|-------|
| 市処理欄 (記載不要) | | 受付印欄 (記載不要) | 受付第 号 |
|----------------|--|----------------|-------|

(協議書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 協議する広告物等が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 ⑨欄の「非自家用広告物等禁止路線」とは、茨木市屋外広告物条例第6条第2項の規定により市長が指定する道路、鉄道、軌道又は索道の区間をいいます。
- 6 ⑫、⑬、⑭、⑮欄について、法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 7 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあっては表示面、掲出物件にあっては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものには当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものには当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 8 事前協議書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 9 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等（照明等の附属物を含む）の上端までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示（掲出）面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この協議のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「協議対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に協議対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「協議対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

事前協議書（変更）

年 月 日

（あて先）茨木市長

〒
協議者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

茨木市屋外広告物条例第11条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の変更の協議を申し出ます。

| | | | | |
|----------------|----|-------------------|-----|--------------------|
| ① 表示（設置） 場所 | | ② 許可年月日 及び許可番号 | | 年 月 日 茨木市指令 第 号 |
| ③ 変更の内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | | |
| ④ 変更理由 | | | | |
| ⑤ 備考 | | | | |

| | | | |
|----------------|--|----------------|-------|
| 市処理欄 （記載不要） | | 受付印欄 （記載不要） | 受付第 号 |
|----------------|--|----------------|-------|

(協議書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 3 事前協議書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 4 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この協議のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「協議対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に協議対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「協議対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。
 - ※9 「手数料小計」の欄は、手数料単価に、変更の種別「あり」の項目のうち追加した広告物等若しくは表示内容等変更した広告物等又は変更の種別「追加」の項目の広告物等の数量を乗じて得た額を記載してください。

屋外広告物等許可申請書（新規・継続）

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒
申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあっては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例（第12条第1項 第14条第1項）の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の許可を申請します。

| | | | |
|--|---|--|--|
| ① 種類 | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | <input type="checkbox"/> 広告塔（屋上・地上） <input type="checkbox"/> その他（ | <input type="checkbox"/> 広告板（屋上・壁面・突出・地上） ） |
| ② 数量（総数） | | ③ 総面積 | m ² |
| ④ 表示内容等 | | | 照明の有無： 有 ・ 無 音響の有無： 有 ・ 無 |
| ⑤ 表示（設置）場所 | 茨木市 | ⑥ 用途地域 | |
| ⑦ 許可区域 | 第 種許可区域 | ⑧ 景観形成地区 | 該当 ・ 非該当 景観形成地区 |
| ⑨ 表示（設置）場所から100m以内の非自家用広告物等禁止路線の有無及びその路線名（非自家用広告物等を表示（設置）する場合のみ） | | 有 ・ 無 （路線名： | ） |
| ⑩ 表示（設置）期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | ⑪ 工事の完了 予定年月日 | 年 月 日 |
| ⑫ 広告物等の所有者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |
| ⑬ 広告物等の占有者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |
| ⑭ 広告物等の管理者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |
| ⑮ ⑭に記載の管理者が大阪府の区域内に住所を有しない場合、その委任を受けて直接に管理の事務を行う者 | 住所〒 氏名 電話番号 | | |

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 手数料欄 （記載不要） | 円 | 受付第 号 |
| 市処理欄 （記載不要） | | 受付印欄 （記載不要） |

(申請書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 申請する広告物等が複数になる場合は①、②、③欄は、その総数で記載し、その内訳を「広告物等の内訳」欄に記載してください。
- 3 ⑨欄の「非自家用広告物等禁止路線」とは、茨木市屋外広告物条例第6条第2項の規定により市長が指定する道路、鉄道、軌道又は索道の区間をいいます。
- 4 継続申請の場合は、⑪、⑫欄への記載は不要です。
- 5 ⑫、⑬、⑭、⑮欄について、法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 6 ⑯欄は、承諾を証する書面を添付する場合は記載を要しません。
- 7 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 8 申請書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 9 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示（掲出）面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この申請のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「申請対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に申請対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「申請対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。

屋外広告物等変更許可申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒
申請者 住所
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第13条第1項の規定により、次のとおり屋外広告物等の表示（設置）の変更の許可を申請します。

| | | | |
|--|--|-------------------|--------------------|
| ① 表示（設置） 場所 | | ② 許可年月日 及び許可番号 | 年 月 日 茨木市指令 第 号 |
| ③ 表示（設置）場所 又は物件の所有 （管理）者の承諾 ※自署の場合は押印不要 | 本件屋外広告物等の表示（設置）を承諾します。 住所〒 氏名 ④ 電話番号 | | |
| ④ 変更の内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| ⑤ 変更理由 | | | |
| ⑥ 備考 | | | |

| | |
|---------|---|
| 納付書の送付先 | <input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 委任を受けた者 |
| | 住所〒 氏名 （法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 |

| | | |
|----------------|---|----------------|
| 手数料欄 （記載不要） | 円 | 受付第 号 |
| 市処理欄 （記載不要） | | 受付印欄 （記載不要） |

(申請書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 ③欄については、次の事項に注意してください。
 - (1) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - (2) 承諾を証する書面を添付する場合は記載を要しません。
- 3 図面で明らかにする寸法等については、次の各号の広告物等の種類に応じて、当該各号に定めるものにしてください。
 - (1) 屋上広告物 表示面等（広告物にあつては表示面、掲出物件にあつては掲出物件をいいます。以下同じ。）の縦幅・横幅、広告物等が外壁の延長面からの突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・横幅が確認できるもの
 - (2) 壁面広告物 表示面等の縦幅・面積、広告物等が壁面からの水平方向への突出しがないこと、表示され、又は設置される建物の高さ・壁面の面積が確認できるもの
 - (3) 突出広告物 上端が設置される壁面の高さを超えていないこと、敷地境界からの突出幅、地上から下端までの距離、突出広告物の真下が敷地・車道・歩道のいずれに当たるかが確認できるもの
 - (4) 地上広告物 地上から広告物等の上端までの距離・表示面等の面積が確認できるもの
 - (5) 工作物利用広告物 表示面等の面積、表示され、又は設置される工作物の面の面積、設置される面からの突出しがないことが確認できるもの
 - (6) 電柱、電話柱又は停留所標識を利用する広告物等 表示面の縦幅・横幅、地上から最下端までの距離、電柱又は電話柱に突き出して取り付けるものにあつては当該電柱等までの距離、電柱又は電話柱に巻き付けて取り付けるものにあつては当該電柱等の円周、広告物等（看板以外の停留所標識を除く。）の表示面の地色のマンセル値・塗料・材料が確認できるもの
 - (7) 車両利用広告物 表示面等の面積が確認できるもの
 - (8) 元茨木川緑地景観形成地区又は歴史的景観形成地区に表示され、又は設置される広告物等 広告物等の表示面の地色のマンセル値が確認できるもの
- 4 申請書及び添付書類は正副2通を提出してください。
- 5 広告物等の内訳における注釈は次のとおりです。
 - ※1 「高さ」とは、地上から当該広告物等の上端（照明等の附属物を含む）までの高さをいいます。
 - ※2 「面数」の欄は、広告板の表面と裏面など1基に複数の表示面等がある場合はその数を記載し、片面の表示のみの場合は、「1」と記載してください。
 - ※3 「総面積」とは、1つの物件に面積の異なる広告物等が複数表示等される場合の表示面積の合計をいいます。面積の異なる広告物等がない場合は「面積」欄と同一の数値を記載してください。
 - ※4 「壁面等番号」とは、この申請のために付番する、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の番号をいいます。
 - ※5 「申請対象外広告物等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面に表示され、又は設置される当該広告物等以外の広告物等（広告物等の内訳に記載する広告物等を除きます。）の面積の合計をいいます。
 - ※6 「広告物等総面積」とは、同一の壁面等番号の広告物等の合計面積に申請対象外広告物等面積を加えた面積をいいます。
 - ※7 「壁面等面積」とは、当該広告物等が表示され、又は設置される壁面又は工作物の面の面積をいいます。
 - ※8 「申請対象外広告物等面積」、「広告物等総面積」及び「壁面等面積」の欄は、同一の壁面等番号の広告物等が複数ある場合は、当該広告物等のうちいずれか1つの広告物等の行に記載してください。
 - ※9 「手数料小計」の欄は、手数料単価に、変更の種別「あり」の項目のうち追加する広告物等若しくは表示内容等変更する広告物等又は変更の種別「追加」の項目の広告物等の数量を乗じて得た額を記載してください。

様式第5号（第8条関係）

屋外広告物等許可書

茨木市指令 第 号

住所（所在地）

氏名（法人名）

年 月 日付けで申請のあった〔屋外広告物等の表示（設置）
屋外広告物等の表示（設置）の変更〕は、
次のとおり許可します。

年 月 日

茨木市長



1 許可期間 年 月 日から
年 月 日まで

2 許可条件

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表となります。）として、提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

| | | | |
|---|----|-------------------|--------------------|
| 屋外広告物等変更届出書 | | | |
| (届出先) 茨木市長 | | 年 月 日 | |
| 〒 届出者 住所 氏名 (法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名) 電話番号 | | | |
| 茨木市屋外広告物条例第13条第3項の規定により、次のとおり屋外広告物等の変更の届出をします。 | | | |
| ① 表示（設置） 場所 | | ② 許可年月日及 び許可番号 | 年 月 日 茨木市指令 第 号 |
| ③ 変更の内容 | 事項 | 変更前 | 変更後 |
| | | | |
| ④ 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|----------------|-------|
| 市処理欄 (記載不要) | | 受付印欄 (記載不要) | 受付第 号 |
|----------------|--|----------------|-------|

【添付書類】

- 届出者が当該届出手続を代理人に委任する場合は、委任状
- その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

| | | | |
|---|---|-------------------|--------------------------------|
| 屋外広告物等工事完了等届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div> | | | |
| （届出先）茨木市長 | | | |
| 届出者 住所 氏名 〔 法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 | | | |
| 茨木市屋外広告物条例第16条の規定により、次のとおり屋外広告物等の工事の完了等の届出を します。 | | | |
| ① 表示（設置） 場所 | | ② 許可年月日 及び許可番号 | 年 月 日 茨木市指令 第 号 |
| ③ 届出の種別 | <input type="checkbox"/> 工事の完了 <input type="checkbox"/> 工事の中止 | | |
| ④ 工事完了年月日 | 年 月 日 | | |
| ⑤ 備考 | | | |

| | | | |
|----------------|--|----------------|----------|
| 市処理欄 （記載不要） | | 受付印欄 （記載不要） | 受付第 号 |
|----------------|--|----------------|----------|

【添付書類】

- 付近見取図 現況カラー写真
- 届出者が当該届出手続を代理人に委任する場合は、委任状
- その他市長が必要と認める書類

屋外広告物等安全点検報告書(屋上広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号〕

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
- (2) 設置年月日 年 月 日
- (3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

| | |
|-----|-------|
| 点検日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

| 区分(点検箇所) | 点検項目 | 異常の有無 | | | 特記事項 |
|----------|--|-------|------|---|------|
| | | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 基礎部分・根巻き | ひび、盛り上がり変形、防水層の裂傷等 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| アンカーボルト | ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ボルトのぐらつき、ナット等の緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 支柱・鉄骨構造部 | 錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 本体接合部 | 錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 表示面板 | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 仕上げフィルム、塗装の劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 額縁(外周部分) | 板金の錆び・腐食・劣化・変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材 | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、 分電盤・タイマー等の動作状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材突出し部材 | 取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 附属部材 | タラップの腐食・劣化、鳥よけ具の破損・変形 その他附属品の劣化等 | 有 | 経過観察 | 無 | |

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

管理者 住所

氏名

点検者 住所

氏名

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 屋外広告士
- 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
- 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書(壁面広告板)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

| | |
|-----|-------|
| 点検日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

| 区分(点検箇所) | 点検項目 | 異常の有無 | | | 特記事項 |
|------------|--|-------|------|---|------|
| | | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 壁面 | ひび、盛り上がり変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| アンカーボルト | ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ボルトのぐらつき、ナット等の緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 内部鉄骨 | 錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム | 板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 排水機能、通気の状態 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム枠(押さえ) | 錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 表示面板 | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 仕上げフィルム、塗装の劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材 | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材突出し部材 | 取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 附属部材 | 鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等 | 有 | 経過観察 | 無 | |

上記の点検結果は、事実と相違ありません。点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所
氏名
点検者 住所
氏名
- 屋外広告士
 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書 (地上広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあっては、〕
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

(1) 表示 (設置) 場所

(2) 設置年月日

(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

| | |
|-----|-------|
| 点検日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

注) ・点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

- ・形状により「野立て看板」と判断される広告物の点検は、「串刺式」「盤上式」「ポール袖式」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。
- ・形状により「ポール看板」等と判断される広告物の点検は、「アンカー」「本体接合部」に係る点検項目を除く全ての点検項目について実施すること。

| 区分 (点検箇所) | | 点検項目 | 異常の有無 | | | 特記事項 |
|-------------|----------|--|-------|------|---|------|
| 基礎部分・根巻き | | ひび、盛り上がり変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 支柱 | | 錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り | 有 | 経過観察 | 無 | |
| アンカー | | 錆び、腐食、劣化、ぐらつき | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 本体接合部 | | 錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 串刺式 | ポール首回り | 錆び、腐食、劣化、変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 貫通ボルト | 緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 水処理装置 | 水抜き穴・コーキングの劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 盤上式 | 剛性の状況 | 外圧による変形・ねじれ・傾き | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 接合部ボルト | 緩み、錆び、腐食、劣化、欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 水処理装置 | 水抜き穴・コーキングの劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| ポール袖式 | ブラケット | 錆び、腐食、劣化、変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ブラケットカバー | ビスの緩み・欠落、水抜き穴・コーキングの劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 内部鉄骨 | | 錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム | | 板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | | 排水機能、通気の状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム枠 (押さえ) | | 錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み、錆び、腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 表示面板 | | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | | 仕上げフィルム、塗装の劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材 | | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材突出し部材 | | 取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 附属部材 | | 鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等 | 有 | 経過観察 | 無 | |

上記の点検結果は、事実に相違ありません。 点検者が該当する資格等にチェックしてください。

管理者 住所
氏名

- 屋外広告士
- 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条第2項に規定する技能検定 (1級に限る。) に合格した者
- 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

点検者 住所
氏名

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書 (突出広告板)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名
〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

| | |
|-----|-------|
| 点検日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

| 区分(点検箇所) | 点検項目 | 異常の有無 | | | 特記事項 |
|------------|--|-------|------|---|------|
| | | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 壁面 | ひび、盛り上がり変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| アンカーボルト | ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ボルトのぐらつき、ナット等の緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| ブラケット | 錆び、腐食、劣化、変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| ブラケットカバー | ビスの緩み・欠落、水抜き穴・コーキングの劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 内部鉄骨 | 錆び、腐食、劣化、変形、ねじれ、傾き | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 接合部の緩み、欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム | 板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 排水機能、通気の状態 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム枠(押さえ) | 錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 表示面板 | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 仕上げフィルム、塗装の劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材 | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材突出し部材 | 取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 附属部材 | 鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等 | 有 | 経過観察 | 無 | |

上記の点検結果は、事実に相違ありません。 点検者が該当する資格等にチェックしてください。

管理者 住所

氏名

点検者 住所

氏名

- 屋外広告士
 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

屋外広告物等安全点検報告書(工作物利用広告物)

年 月 日

(報告先) 茨木市長

〒
報告者 住所
(広告物等の所有者等)
氏名

〔法人その他の団体にあつては、
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

茨木市屋外広告物条例第19条の点検の結果は、次のとおりです。

1 広告物等の概要

- (1) 表示(設置)場所
(2) 設置年月日 年 月 日
(3) 前回許可年月日及び許可番号 年 月 日 茨木市指令 第 号

2 点検結果

| | |
|-----|-------|
| 点検日 | 年 月 日 |
|-----|-------|

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

| 区分(点検箇所) | 点検項目 | 異常の有無 | | | 特記事項 |
|------------|--|-------|------|---|------|
| 壁面 | ひび、盛り上がり変形 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| アンカーボルト | ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | ボルトのぐらつき、ナット等の緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 内部鉄骨 | 錆び、腐食、劣化、変形、接合部の緩み・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム | 板金の錆び・腐食・劣化・変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 排水機能、通気の状態 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| フレーム枠(押さえ) | 錆び、腐食、劣化、変形、ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 表示面板 | 錆び、腐食、劣化、変形、破損 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| | 仕上げフィルム、塗装の劣化 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材 | 機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況 | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 電材突出し部材 | 取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み | 有 | 経過観察 | 無 | |
| 附属部材 | 鳥よけ具の破損・変形、その他附属品の劣化等 | 有 | 経過観察 | 無 | |

上記の点検結果は、事実に相違ありません。点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 管理者 住所
氏名
点検者 住所
氏名
- 屋外広告士
 広告美術仕上げに関して、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第2項に規定する技能検定(1級に限る。)に合格した者
 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

(報告書を提出する際は、このページの印刷及び提出は不要)

【記載上の注意】

- 1 「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。
- 2 異常の有無の「有」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等（茨木市屋外広告物条例第8条各号のいずれかに該当するもの）であることをいいます。点検後に必要な改善を行い、当該項目についての異常が無くなったことがわかる写真等を添付してください。
- 3 異常の有無の「経過観察」とは、倒壊又は落下のおそれがあるもの等には該当しないが、良好な状態ではないものをいいます。次回の継続申請の時までに必要な改善を行ってください。
- 4 点検する屋外広告物等に点検項目に該当する部分がない場合は、当該項目に斜線を引いてください。

様式第9号（第15条関係）

| | | | |
|---|---|-------------------|--------------------|
| 屋外広告物等除却届出書 | | | |
| | | | 年 月 日 |
| (届出先) 茨木市長 | | | |
| 届出者 住所 氏名 | | | |
| 〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 茨木市屋外広告物条例第20条第2項の規定により、次のとおり屋外広告物の除却の届出をします。 | | | |
| ① 表示（設置） 場所 | | ② 許可年月日 及び許可番号 | 年 月 日 茨木市指令 第 号 |
| ③ 届出の種別 | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 | | |
| ④ 除却年月日 | 年 月 日 | | |
| ⑤ 備考 | | | |

除却した広告物等の内訳（別添可）

| NO. | 広告物等の 種類・表示内容 | 高さ (m) | 縦 (m) | 横 (m) | 面数 | 面積 (㎡) | 総面積 (㎡) | 数量 | 除却の区分 |
|-----|--|-----------|----------|----------|----|-----------|------------|----|--|
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 |
| | <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 非自家用 | | | | | | | | <input type="checkbox"/> 全部除却 <input type="checkbox"/> 一部除却 |

| | | | |
|----------------|--|----------------|-------|
| 市処理欄 (記載不要) | | 受付印欄 (記載不要) | 受付第 号 |
|----------------|--|----------------|-------|

【添付書類】

- 付近見取図 カラー写真（除却前、除却後の状況がわかるもの）
 届出者が当該届出手續を代理人に委任する場合は、委任状 その他市長が必要と認める書類

【記載上の注意】

「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。

様式第10号（第18条関係）

| 屋外広告物等受領書 | | |
|--|------|--|
| 年 月 日 | | |
| (提出先) 茨木市長 | | |
| 〒 | | |
| 返還を受けた者 住所 | | |
| 氏名 | | |
| 〔法人その他の団体にあつては、 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号 | | |
| 次のとおり広告物等の返還を受けました。 | | |
| 返還を受けた日時 | | |
| 返還を受けた場所 | | |
| 返還を受けた広告物等 | 整理番号 | |
| | 種類 | |
| | 数量 | |
| 備考 | | |

【記載上の注意】

「広告物等」とは広告物又は掲出物件をいいます。